

東京都内全域で

駐車監視員が活動します



4月1日(水)から、東京都内全域(島部を除く)において、放置車両確認事務が民間委託されます。

また、新たに多摩地区において、警察官以外に放置車両確認機関から選任された駐車監視員が巡回し、放置車両の確認および標章の取り付けを行います。

現在、日野警察署では、警視庁ホームページで公表した「取締りガイドライン」に定めた路線・地域を重点的に取り締まり活動を行っています(左図参照)。ただし、違法駐車の状態を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車を取り締まりを行います。

詳細は警視庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp>)をご覧ください。

(日野警察署交通課 ☎586・0110、市都市計画課)

市民生活

剪定枝の拠点収集(4月)

拠点収集は1束の長さ2m以内・1本の太さは5cm以内です。事業所で出たものは受け付けません。クリーンセンターに直接持ち込む場合は有料です。

日時	9:00~11:00	13:30~15:30
2日(木)	四ツ谷下東公園	多摩平第1公園
3日(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第4駐輪場入口
8日(木)	旭が丘中央公園	リサイクル事務所
9日(木)	てっぺん山公園	さかい公園
14日(火)	日野中央公園	ハケ下公園
15日(水)	駒形公園	鳥と緑の国際センター
16日(水)	落川公園	日野台公園
20日(月)	新坂下公園	黒川地域広場
21日(火)	通称 ためき公園	沢田公園
22日(水)	さいかちぜき公園	まつばやし地区広場

福祉

福祉オンブズマンの苦情相談日

4月3日(金)・8日(水)午前9時～正午、17日(金)午後2時～5時、22日(水)午前9時～正午/市役所2階福祉オンブズマン室/相談希望の方は、事前に連絡を/生活福祉課福祉オンブズマン担当

平成21年度福祉タクシー利用券・ガソリン給油券を交付

3月30日(月)からの午前9時～午後5時 土曜・日曜日、祝日を除く/市役所2階障害福祉課/身体障害者手帳3級以上または愛の手帳3度以上で、どちらも在宅の方対象/次の①②の両方を持参①身体障害者手帳または愛の手帳②日野市福祉タクシー

利用者証(黄色)または日野市中心身障害者(児)自動車ガソリン費助成利用者証(ピンク)/障害福祉課

ミニミニふれあいのついで助成金

地域で高齢者や障害者などを対象に、茶話会や食事会などの交流事業を行っているボランティア団体を対象に助成金を交付します。要綱・申請書は日野市社会福祉協議会で配布しています。

(日野市社会福祉協議会 ☎582・2319)

日野市障害福祉人材育成事業「働く障害者に高い賃金を支払うには」

3月23日(月)午後6時30分～8時30分/市立やまばと地域活動支援センター/講師・新堂薫氏/市内障害者施設、障害関係事業所職員対象/同センター ☎582・3400へ申込

高齢者入院見舞金支給制度

70歳以上の方(生活保護受給者を除く)が、病気やけがなどで医療保険により7日以上継続して入院した時、入院日数に応じて見舞金を支給します。

入院日数・支給金額: 7～60日(1万円)、61～180日(2万円)、181日以上(3万円) 年度内の上限は3万円/申請時期: ①退院したとき②入院中に入院に係る当該年度の末日(3月31日)になった時③入院日数が181日以上になった時 申請期限は、右記事由が発生してから6カ月以内/申請方法: 本人または家族(代理人)が市役所2階保険年金課高齢者医療係へ来庁出来ない場合は問い合わせを/申請に必要なもの: 入院日数が確認出来るもの(入院費領収書など)、印鑑、口座番号等の確

国保・年金

国民健康保険の手続きはお早め

やめる場合: 社会保険などに加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。①新しく加入した健康保険の保険証②国民健康保険証③印鑑(認印で可)④本人確認が出来るもの(運転免許証・パスポートなど) (運転免許証・パスポートなど)を持参し、市役所2階保険年金課、七生支所で手続きをしてください。市外へ転出する方は、転出届の提出時、保険証を持参してください。

加入する場合: 退職などで国民健康保険に加入するときは、手続きが必要です。

①健康保険資格喪失証明書または退職証明書②印鑑(認印で可)③厚生年金や共済年金を20年以上(または40歳以降10年以上)加入し、その年金を受給している65歳未満の方は年金証書④本人確認が出来るもの(運転免許証・パスポートなど)を持参し、市役所2階保険年金課、七生支所で手続きをしてください。医療証をお持ちの方で加入している保険が変更の場合は、各課で手続きが必要となります。

学生で親元を離れる場合: 日野市の国民健康保険に加入している方が修学のため親元を離れて市外へ転出する場合、引き続き日野市の保険証を使用することになりますが、国保資格を継続する手続きが必要です。①在学証明書②国民健康保険証③印鑑(認印で可)④本人確認が出来るもの(運転免許証・パスポートなど)を持参し、市役所2

階保険年金課で手続きしてください。(保険年金課給付係)

国民健康保険高齢受給者証の自己負担割合について

自己負担割合が1割の国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方の軽減措置が延長され、平成22年3月31日まで負担割合は1割に据え置きとなります。平成21年4月以降の高齢受給者証は既に送付しました。まだ受け取られていない方はお問い合わせください。

なお、負担割合が3割となっている方の変更はありません。(保険年金課給付係)

国保・後期高齢者(長寿)医療制度

後期高齢者医療・国民健康保険/平成21年4月から新たに年金天引きとなる方へお知らせを発送

4月から新規に年金天引きが始まる方: 3月中旬に仮徴収額のお知らせを郵送します。仮徴収とは、前年度の保険料・保険料額を12カ月分とした金額の6カ月の額を、4月・6月・8月の年金から天引きする制度です。昨年10月から年金天引きが始まっていて、4月以降も年金天引きとなる方への通知はしません。昨年7月に発送した平成20年度の保険料・保険料決定通知書の「平成21年度仮徴収額」欄の額を確認してください。

平成21年度の保険料・保険料の決定通知書は、7月中旬に郵送します。国民健康保険に加入している方で、平成21年度中に75歳になる方の年金天引きは行いません。(保険年金課高齢者医療係・保険税係)